

出来事（2015年3月）

1. 食品表示基準

3月2日～16日、全国で消費者庁による説明会が開催されました。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1417.pdf>

3月6日、「食品表示法の施行日」を「平成27年4月1日」とする政令が公布されました。

3月20日、食品表示法第4条に基づく「食品表示基準（内閣府令）」が告示されました。

同日、「食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令」が告示されました。

- ・食品表示法の施行日：平成27年（2015年）4月1日
- ・製造所の住所・名称等：平成28年（2016年）4月1日　・・・附則第1条
- ・生鮮食品に関する経過措置：1年6か月　・・・附則第5条
- ・加工食品に関する経過措置：5年　・・・附則第4条
- ・食品添加物に関する経過措置5年　・・・附則第4条

○新制度への完全移行は、平成32年（東京オリンピックの年）です。

2. 食品の新たな機能性表示制度と食薬区分

食品の新たな機能性表示制度と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に基づく「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日 薬発476号、いわゆる「食薬区分」）との整合性については、厚生労働省と調整中とのことでした。（2月17日、消費者庁回答）

2月20日～3月22日、「医薬品の範囲に関する基準」の「食薬区分における成分本質（原材料）リスト」の一部改正に関する意見募集が行われました。意見募集のけっかについては、4月1日に公表されるとのことです。（斉藤和子衆議院議員事務所への3月30日付けの回答）

「厚生労働省との協議は一旦終了し、現在厚生労働省において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に基づく「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日 薬発476号）で示されている「医薬品の範囲に関する基準」の「食薬区分における成分本質（原材料）リスト」の一部改正に関する意見募集が行われているところです（平成27年2月20日から3月22日まで）。意見募集を踏まえ、必要に応じて協議を再開する可能性はあります。」とのことでした。（3月10日、消費者庁回答）

しかし、この機能性表示制度を含む食品表示基準が、3月20日に告示されました。

3. 保健機能食品にかかわる 食品添加物の使用基準の告示（3月20日）

保健機能食品に、新たに加わった機能性表示食品には、特定保健用食品や栄養機能食品に使用できる添加物でも使用できない品目があることが判明しました。

事例：ステアリン酸マグネシウム

保健機能食品と食品添加物の使用規準



事例:ステアリン酸マグネシウムの使用基準

4. 新規の食品添加物の指定

3月は、新規指定はありませんでした。

現在、クエン酸三エチル（国際調和品目）、アンモニウムイソバレレート（国際汎用香料）、1-メチルナフラレン（国際汎用香料）について、指定に向けた手続きが進められています。

また、一昨年から審議がなされてきた過酢酸製剤については、3月23日、食品安全委員会添加物専門調査会で健康影響評価が終了しました。

5. 組換え DNA 技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（18品目、最終：2014年12月15日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（62品目、最終リスト：2015年1月23日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品・添加物リスト（最終：2015年2月25日）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228 株）、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP 株）、 α -アミラーゼ（NZYM-SO 株）、グルタミンバリングリシン（DP-No.1 株及び GG-No.1 株）、L-グルタミン酸ナトリウム（GLU-No.7 株）、6- α -グルカノトランスフェラーゼ（NZYM-RO 株）、食品扱いの L-シトルリン（CPR 株）も審査中です。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

6. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限）

①3月20日、福島県の一部地域（※）で産出される27年産米のうち、福島県の定める管理計画に基づかない米について、出荷制限が福島県に対して指示されました。

※福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区

域及び避難指示解除準備区域に限る。)、檜葉町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))及び飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。))

②出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材(3月24日現在)

7. 除草剤と有機リン殺虫剤の発がん性

3月20日、IARC(国際がん研究機関)は、除草剤と有機リン殺虫剤の評価結果を公表しました。

○除草剤グリホサート、殺虫剤マラチオン、ダイアジノン、グループ2A。
(ヒトに対しておそらく発がん性がある)

○殺虫剤テトラクロルビンホス、パラチオン、グループ2B。
(ヒトに対して発がん性のある可能性がある)

尚、グリホサートのイソプロピルアミン塩の商品名は、「ラウンドアップ」です。

<http://www.iarc.fr/en/media-centre/iarcnews/pdf/MonographVolume112.pdf>

3月27日、「ダイアジノンには発がん性がない」と日本化薬が、反論しています。

http://www.nipponkayaku.co.jp/information/detail.php?n=20150327_9LZ2GRIG

3月23日、グリホサートの評価に対して、ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)が疑問を投げかけました。
<http://www.bfr.bund.de/cm/349/does-glyphosate-cause-cancer.pdf>

8. FDA 警告、2件

①ウナギの蒲焼のタレの表示

2月13日、静岡県企業の企業を査察した結果、ウナギの蒲焼のタレにグルコースシロップを使用しているが、「コーンシロップ」と表示し、しかも、その原材料である「サツマイモデンプン」「ジャガイモデンプン」「コーンスターチ」が表示されていない等、警告文書が公表されました。

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm436759.htm>

②白醤油の表示

3月10日、愛知県碧南市のメーカーを査察した結果、「白醤油」製品に「Kabinain T6」(ビタミンB1製剤)が使用されているが、副成分が表示されていない等、警告文書が公表されました。

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm438639.htm>

9 食品添加物エリスリトールの使用の拡大（EU）

3月5日、EFSAは、ノンアルコール飲料の風味増強剤として添加物エリスリトール（E968）の使用を最大濃度1.6%（16 g/L）まで拡大すても、エリスリトールの急性大量摂取に伴う下痢の懸念を生じることはないと結論したとのことです。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/4033.pdf>

10. トランス脂肪酸表示、義務でなく自主的（オーストラリア・ニュージーランド食品基準局）

食品業界では、既にトランス脂肪酸（TFA）の大幅な削減を達成し、食事中的TFAのレベルは十分に「リスク以下」となっているため、義務化する必要はなく、自主的表示とすることで、1月30日に合意したとのことです。

<http://www.foodstandards.gov.au/consumer/labelling/review/Pages/Technical-evaluation-for-recommendation-13-%28trans-fatty-acids%29-.aspx>

11. 輸入食品の違反事例

- ・富士通商株式会社が、ベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン0.01ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*先月もエンロフロキサシン残留による「冷凍養殖むき身えび」の食品衛生法違反事案がありました。

*エンロフロキサシン：動物用医薬品（殺菌剤）

- ・阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：バナメイ尾付むきえび」の命令検査で、株式会社東京キョクイチがベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、フラゾリドンが、それぞれ0.003ppm、0.011ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*フラゾリドン：動物用医薬品（合成抗菌剤）

食品衛生法では、食品で「不検出」、国内での食用動物への使用は禁止されている。

（作成：2015年3月31日）